

声 明

日米原子力協定の仮調印が本日行われた。

濃縮ウランをもちということが研究上に利益をもたらすことは事実ではあるが、今提案されている貸与には、下記の理由で反対である。

- (1) 秘密がないと云うことが云われているが、伝えられる日米原子力協定第6条は秘密の保全を条件として秘密を入れうることを規定しているものに他ならない。(資料参照)
- (2) 多くの反対があったにもかかわらず、将来の原子力開発についての制約が交換公文として、そのまま残されている。
- (3) 又、多くの条文に見られる「相互の了解のもとで」という言葉は、我国の研究その他の活動が許可性になることを意味している。
- (4) 今年の夏開かれる原子力の平和的利用のための国際会議を始めとして世界の原子力平和利用に関する見通しは明るくなりつつある。
- (5) 現在この様な諸条件のもとで濃縮ウランを受け入れることは、濃縮ウランそれ自体の持つ研究上へのプラスというファクターを考慮に入れたとしても、なお却って研究上に不利益をもたらすことになる。このような時に、将来に対する充分な見通しを欠いて、上記のように我国に不利益をもたらす調印を急ぐようなことはすべきではない。

我々は政府が反省し、この協定の調印を中止することを要望する。

尚、事態は重大なのであるから、多くの人々がこの問題を十分に検討し、その意見を表明されることを希望する。

1955年6月22日

東京大学教養学部物理学教室有志

野上 茂吉郎	小野 健一	金沢 秀夫	碓井 恒丸	小野 周
落合 麒一郎	王木 英彦	中村 純二	細谷 資明	鈴木 洋
井田 幸次郎	高良 和武	植田 精三	福田 文一	林 敏治
高木 佐知夫	板倉 聖宣	八木 江里	秋山 佳己	横井 敬
小出 昭一郎	岩本 文明	上川 友好	栗山 昌郎	松平 升
権平 健一郎	小沼 通二	水戸 巖	龜井 理	田上 嵩
川崎 昭一郎	安藤 富士夫	関根 克彦	前田 甫	江沢 洋

資 料

《1》 6月7日付毎日新聞によれば「日米原子力協定全文」の第6條は、

「資材もしくは設備及び装置の移管または役務の供与が秘密資材（——資料の誤植？）の通報を含む場合には、この協定に基づいては日本政府またはその管轄の下にある権限を与えられたものに対し、秘密資料の通報、資材または設備および設備の移管ならびに役務の供与は行われぬものとする」（6月22日付各新聞も同様）

である。これは先ず論理的におかしな文章である。この文は、米トルコ原子力協定オラ条全文とほとんど同じなのであるが、その翻訳だとすると、その非論理性は誤訳の結果生じたものであろう。米トルコ協定オラ条の原文は、（電力経済研究所発行「米トルコ原子力協定とその問題点」より）

「Restricted Data shall not be communicated under this Agreement and no materials or equipment and devices shall be transferred and no services shall be furnished under this Agreement to the Government of Turkish Republic or authorized persons under its jurisdiction if the transfer of any such materials or equipment and devices or the furnishing of any such services involves the communication of Restricted Data.」

毎日新聞のオラ条なるものは、オラ行のifを全文にかけってしまった誤訳から生れたものと思われる。この文はオラ行のAgreementで一旦切つてよむべきである。

（2） この米ト協定オラ条を、朝日新聞（5月22日付）の解説記事は、次のように要約してしまった。これも重大な誤訳をしている。

「オラ条では、秘密品目、秘密データは、この協定のもとでは、一切提供しないといっている」

まず、これでは、事実（濃縮ウランという秘密品目を提供するといっている事実）とちがっている。これは involve という単語の誤訳から生じた

まちがいである。involve と contain (含む) とははっきりと区別されなければならない。

(毎日新聞の訳も、ここでもまちがっている) いわは、濃縮ウランは明らかに、Restricted Data は contain しているのである。その Data の通報を involve する(まきこむ、伴う、結果するようになる)ならば、秘密品目は提供しないというのがオ15条の正しい訳である。これは秘密の保全を条件として秘密をもちこむことを規定しているに他ならない。

(3) なお、この場合秘密データとは何であるかに注意しなければならない。
米原子力法144条によれば、これは極めて広範囲に亘っており、一般に考えられているような、原子兵器に関するものだけではないのである。(ここで秘密データという言葉の定義に上条文をもち出すことは適当と思われる。なぜなら毎日新聞による米日原子力協定のオ1条(用語の定義)では、「この協定で用いられる<秘密資料><原子兵器>及び<特殊核分裂性物質>とは1954年米原子力法で定義されるものをいう」となっている。尚これは米トルコ協定オ10条そのまま)

米原子力法 オ144条a(電源開発株式会社「調査資料」No.2より)
「大統領は委員会が外国と協力してその相手国に対して次の事項に関する秘密資料の通報を許可することができる。

- 1 原料物質の精製、純化及びその後の処理
- 2 原子炉の開発
- 3 特殊核分裂性物質の生産
- 4 健康及び安全の保障
- 5 平和目的のための原子力の工業その他の応用
- 6 前各号に関する研究及び開発

ただし以上の協力は、いずれも原子兵器の設計製造に関する秘密資料の通報を伴うものであつてはならない。etc.」

(4) 米原子力法で双務協定を結ぶ際の基礎として定められているオ123条オ

二項は重要であるから次に引用しておこう。

「才123条（諸外国との協力）

…… 外国……との協力は、次の条件を充すまでは、これを実施してはならない ……………

(1) 略

(2) 協力協定において定められた機密保全とその基準とが維持される旨の加盟国による保証

(3) 以下略、

」